

〔最高裁「決定」〔平成20年3月21日〕〕

平成19年（オ）第207号

平成19年（受）第240号

決 定

鹿児島市城西3丁目8番9号

上告人兼申立人	学校法人津曲学園
同代表理事長	菱 山 泉
同訴訟代理人弁護士	金 井 塚 修
	金 井 塚 康 弘
	畠 田 健 治

鹿児島市〇〇

被上告人兼相手方	田 尻 利
----------	-------

鹿児島市〇〇

被上告人兼相手方	馬 頭 忠 治
----------	---------

鹿児島市〇〇

被上告人兼相手方	八 尾 信 光
----------	---------

上記当事者間の福岡高等裁判所宮崎支部平成17年（ネ）第165号、第206号解雇無効、地位確認等請求控訴、同付帯控訴事件について、同裁判所が平成18年10月27日に言い渡した判決に対し、上告人兼申立人から上告及び上告受理の申立てがあった。よって、当裁判所は、次のとおり決定する。

主 文

本件上告を棄却する。

本件を上告審として受理しない。

上告費用及び申立費用は上告人兼申立人の負担とする。

理 由

1 上告について

民事事件について最高裁判所に上告をすることが許されるのは、民訴法312条1項又は2項所定の場合に限られるところ、本件上告理由は、違憲及び理由の不備・食違いをい

うが、その実質は事実誤認又は単なる法令違反を主張するものであって、明らかに上記各項に規定する事由に該当しない。

2 上告受理申立てについて

本件申立ての理由によれば、本件は、民訴法318条1項により受理すべきものとは認められない。

よって、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり決定する。

平成20年3月21日

最高裁判所第二小法廷

裁判長裁判官	古	田	佑	紀
裁判官	津	野		修
裁判官	今	井		功
裁判官	中	川	了	滋